平成２０年（フ）第８６２２号
宮崎県宮崎郡清武町加納２丁目28－１　ＴＡＫＡＳＡＧＯ加納Ａ－102、申立時の住所大阪市平野区喜連西５丁目２番15－312号
破産者　下宮園　宏
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８７５８号
大阪府東大阪市六万寺町３丁目16番20－314号、開始決定時の住所大阪府東大阪市吉田２丁目４番58号
破産者　寶村　祥一
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６号
大阪市東淀川区豊里１丁目７番31号　グランドハイツ嵯峨211号
破産者　木村　卓見
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７号
宮崎県日南市大字風田3595番地、開始決定時の住所大阪市大正区泉尾５丁目14番２号
破産者　野並　哲治
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６１号
大阪市浪速区桜川２丁目２－25　難波スカイハイツ307号室、住民票上の住所大阪市西淀川区御幣島３丁目14番18－905号
破産者　菅岡　綾乃（旧姓小山）
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０５号
大阪府東大阪市中新開２丁目13－３サンビレッジ東大阪楓203
破産者　額田電気商会こと　松澤　由雄
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６６号
大阪府枚方市村野南町２番10－305号
破産者　森原　康博
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６３７号
大阪市北区西天満３丁目８番７号　中の島ウィング305号室
破産者　南中とよみ
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６８１号
大阪府東大阪市西石切町１丁目４番39号　セジュールマンションＦ606
破産者　石橋　　博
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６９６号
大阪府寝屋川市香里新町18番10号、前住所大阪市中央区内本町１丁目４番６－403号
破産者　濱口　慎也
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１７７３号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番３－603号
破産者　金輪　義弘
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第５０２号
大阪府富田林市中野町３丁目４番31号
破産者　村本　忠夫
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第５０３号
大阪府富田林市中野町３丁目４番31号
破産者　村本　榮子
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第８４１号
大阪府富田林市中野町３丁目４番31号
破産者　村本　義宜
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１９３８号
大阪府富田林市高辺台３丁目３番28－501号、前住所大阪府富田林市加太２丁目６番８－202号
破産者　佐藤　　明
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第２０１３号
堺市東区西野149番地13
破産者　リフォーム21こと　増田　正男
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成１９年（フ）第１２７８号
大阪府泉南市樽井３丁目39番９号
破産者　泊　　利彦
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第７０２号
大阪府和泉市南面利町354番地、住民票上の住所大阪府貝塚市木積609番地の10
破産者　市川　邦雄
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第９４０号
大阪府和泉市春木町1088番地、営業所所在地大阪府和泉市内田町４丁目12－21－103号
破産者　喜久水こと　中辻　　豊
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係